千葉市乳児等通園支援事業設置認可等要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）、千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年千葉市条例第１８号。以下「条例」という。）その他の関連法令（国の通知を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設置認可、認可の変更、廃止・休止に当たり、必要な事項を定める。

（設置者）

第２条　乳児等通園支援事業所の設置者（以下「事業設置者」という。）は、法第３４条の１５第３項各号（当該設置者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、第４号に限る。）に掲げる基準を満たすものとする。

２　事業設置者が社会福祉法人又は学校法人以外の者である場合は、別表１の規定を満たすものとする。

（立地条件）

第３条　乳児等通園支援事業所の立地は、以下の各号に該当する場所とする。

（１）乳児等通園支援事業所の設置について、総じて周辺住民の同意を得られていること。

（２）都市計画法令や建築基準法令などの関係法令を遵守していること。

（３）その他、周囲の環境について、児童の心身ともに健やかな育成に著しい支障がないこと。

２　前項の規定に関わらず、乳児等通園支援事業所が移転する場合又は認可外保育施設が施設を移転して乳児等通園支援事業所の設置認可を申請する場合は、原則として、移転後も利用を希望する者が通える場所に移転することとし、現施設から移転先の距離が１ｋｍを超える場合は、利用者の移転に関する同意書を市に提出することとする。

（定員）

第４条　乳児等通園支援事業所の定員は、０歳６か月以上満３歳未満の児童を対象とし、年齢（４月１日時点の年齢をいう。以下同じ。）ごとに定めることとする。

（対象児童）

第５条　乳児等通園支援事業所が受け入れる児童は、利用日時点において、保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月から満３歳未満とする。認可外保育施設に通っている０歳６か月から満３歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている０歳６か月から満３歳未満は対象外とする。

（施設の構造、設備等）

第６条　乳児等通園支援事業所の構造、設備等は、条例、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他の関連法令及び別表２の定めるところに従うものとする。

（賠償保険）

第７条　事業設置者は、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することとする。

（開園時間及び休日）

第８条　乳児等通園支援事業所の開園時間は、事業設置者が定めるものとする。

２　休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から３１日まで並びに１月２日及び１月３日）とする。ただし、休日に実施する乳児等通園支援事業は、この限りでない。

（乳児等通園支援事業所の設置に必要な土地及び建物の確保）

第９条　事業設置者は、乳児等通園支援事業所の設置に必要な全ての土地及び建物について、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸付け若しくは使用許可を受けているものとする。ただし、次条各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限り、国及び地方公共団体以外の者から乳児等通園支援事業の用に供する土地及び建物について貸与を受けることができる。

（不動産の貸与を受けるための要件）

第１０条　事業設置者が乳児等通園支援事業の用に供する土地又は建物について貸与を受けて乳児等通園支援事業所を設置する場合は、次に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、多様な保育サービスを実施する上で有用であると認められるものとする。

（１）貸与を受ける土地及び建物について、地上権又は賃借権を設定し、かつこれが登記されていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当該登記を行わないことができる。

ア　新設の社会福祉法人以外の者が建物の貸与を受ける場合において、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において１０年以上とされている場合

イ　貸主が地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力が高い主体であると市長が認めた場合

（２）貸与を受ける土地及び建物の賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

（３）貸与を受ける土地及び建物の賃借料を支払うための財源について、既存事業者から継続的に財源が確保されるなど、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

（４）貸与を受ける土地及び建物の賃借料及び当該賃借料を支払うための財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（設置認可申請）

第１１条　設置認可申請者は、千葉市児童福祉法施行細則（以下「施行細則」という。）第２０条の２第１項に規定する家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書に加え、別表３に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（設置の認可等）

第１２条　市長は、前条の家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書について審

査を行い、認可した場合は施行細則第２０条の２第２項に規定する乳児等通園支援事業認可通知書（様式第１号）により、認可しない場合は乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第２号）により設置認可申請者に通知するものとする。

（社会福祉法人以外の者に対する認可の条件）

第１３条　市長は、社会福祉法人以外の者に対して設置認可を行う場合には、必要に応じて別表４に掲げる条件を付すものとする。

（変更の手続き）

第１４条　設置認可を受けた乳児等通園支援事業所の名称等を変更したときは、変更後１か月以内に、施行細則第２０条の３に規定する家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業名称等変更届書に加え、別表５に掲げる書類を市長に提出するものとする。

２　設置認可を受けた乳児等通園支援事業所の建物その他設備の規模及び構造並びにその図面等について変更しようとする者は、事前に、施行細則第２０条の３第２項に規定する家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業変更事項事前届出書に加え、別表６に掲げる書類を市長に提出するものとする。

３　市長は、前項の届出を受けたときは、必要に応じて実地確認等を行うものとする。

（廃止又は休止に関する協議）

第１５条　設置認可を受けた乳児等通園支援事業所を廃止し、又は休止しようとする設置者（以下「廃止等申請者」という。）は、あらかじめ相当期間の余裕をもって、市長に協議するものとする。

（廃止又は休止の手続き）

第１６条　廃止等申請者は、前条に規定する協議後、施行細則第２０条の４第１項に規定する家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書に加え、別表７に掲げる書類を市長に提出するものとする。

（廃止又は休止の要件）

第１７条　市長は、前条に定めるところにより、乳児等通園支援事業所の廃止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

（１）廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする施設の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに利用を希望する児童の数から、施設の廃止の妥当性があり、児童福祉に支障がないと認められること。

（２）現に利用している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

（３）廃止しようとする施設の財産処分方法が適切で、かつ、廃止を行う者が社会福祉法人である場合その他当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。

（４）廃止しようとする施設の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあって

は、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。

（５）施設の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。

（６）廃止について社会福祉法人理事会の議決その他法人の定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあってはこれに準じた必要な手続きを経ていること。）及び定款の変更又は社会福祉法人の解散について所轄庁の承認又は許可を得られる見込みがあること（社会福祉法人以外の者であって、廃止に伴い必要となる手続きについて所管庁等の承認等を必要とする場合は、当該承認等が得られる見込みがあること。）。

（７）その他当該乳児等通園支援事業所の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

２　市長は、前条に定めるところにより、乳児等通園支援事業所の休止の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

（１）休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。

（２）現に利用している児童に係る処置が適切であり、当該児童の処遇の低下を招かないと認められること。

（３）休止について社会福祉法人の理事会の議決その他定款に定める所定の手続きを経ていること（社会福祉法人以外の者にあってはこれに準じる手続きを経ていること。）。

（４）その他当該乳児等通園支援事業所の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

（廃止・休止の承認）

第１８条　市長は、第１６条に定めるところにより申請された乳児等通園支援事業の廃止又は休止に関して、前条の規定による審査の上、当該施設を廃止又は休止を承認するかどうかを決定しなければならない。

２　前項の規定により乳児等通園支援事業の廃止又は休止の可否を決定したときは、乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（様式第３号）又は乳児等通園支援事業廃止（休止）不承認通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（認可の取消し等）

第１９条　市長は、乳児等通園支援事業者が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなされる処分に違反したときは、当該乳児等通園支援事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該乳児等通園支援事業者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該乳児等通園支援事業者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことができる。

２　前項の規定に関わらず、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速や

かな事業の停止や認可の取消しを行うことができる。

３　法第３４条の１７及び法第５８条第２項の規定に基づき事業の停止又は認可の取消しを行ったときは、乳児等通園支援事業停止命令書（様式第５号）又は乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（保育士以外の乳児等通園支援に従事する職員）

第２０条　条例第２２条第１項に規定する「市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」は次の通りとする。

（１）子育て支援員専門研修（一時預かり事業又は地域型保育）を修了した者

（２）家庭的保育者基礎研修を修了した者

（管理者）

第２１条　事業の適正かつ円滑な推進を図るため、管理者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるとともに、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）において２年以上勤務した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。なお、保育所等において３歳未満児の担任経験を含み、通算１０年以上の勤務経験を有することが望ましい。

２　管理者は常勤職員とし、原則として実際にその事業所の業務に専従するものとする。

３　管理者は、乳児等通園支援事業の安定した運営を図るため、原則として開園から３年間は当該乳児等通園支援事業の管理者を務めることとする。

４　前項の目的を達するため、市内に所在する他の乳児等通園支援事業所の施設長で、就任から一定期間を経過していない者は、原則として、設置認可の申請において管理者としないものとする。

（責任者）

第２２条　事業の適正かつ円滑な推進を図るため、責任者は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があるとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、乳児等通園支援事業、訪問看護又は障害児入所施設において通算２年以上の勤務経験を有することが望ましい。

（保育実施の委託）

第２３条　事業設置者が保育の実施を業務委託する場合は、認可の際に委託先の事業者の適格性を判断するものとする。

２　事業設置者として認可を受け事業を開始した後、委託先の事業者や管理者を変更しようとする場合は、事前に本市に協議することとする。

（補則）

第２４条　この要綱に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設置認可に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１　社会福祉法人又は学校法人以外の者による乳児等通園支援事業所整備に係る設置主体適合条件（第２条第２項関係）

１　法第３４条の１５第３項第１号に掲げる基準を満たすため、次の各号に該当すること。

（１）乳児等通園支援事業の経営を行うために必要なすべての物件について所有権を有しているか、国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けていること。ただし、本文第１３条の規定に該当する場合は、この限りでない。

（２）乳児等通園支援事業の年間事業費の１２分の３以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

（３）直近の会計年度において、乳児等通園支援事業を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。

２　法第３４条の１５第３項第２号に掲げる基準を満たすため、経営者（設置者が法人である場合にあっては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が次の各号に該当すること。

（１）本市の保育事業の一翼を担う認可事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。

（２）関係法令を遵守し、この要綱、募集要項の規定などに準拠するとともに、保育の適切な実施のために行う本市の指導に従うこと。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者。

イ　申請日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの。

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの。

オ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の制限または規制に違反している者。

カ　法人税、消費税、地方消費税、市町村税、都道府県税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税、事業者税及びその他千葉市税を滞納している者。

キ　本市の指名停止措置を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。

ク　千葉市暴力団排除条例第２条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者

（４）過去５年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後１年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等に

おける指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（保育所等以外の社会福祉事業を含む。）。

４　法第３４条の１５第３項第３号に掲げる基準を満たすため、次のいずれかに該当すること。

（１）次のいずれにも該当すること。

ア　実務を担当する幹部職員が、保育所等において２年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。

イ　社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ。）及び管理者を含む運営委員会（乳児等通園支援事業所の運営に関し、当該乳児等通園支援事業所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（２）経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

別表２　施設の基準（第６条関係）

１　施設整備に当たって準拠すべき基準

室名等	基　　準
保育室及び遊戯室	１　事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。）。 ２　条例第２１条第２号、第３号及び第６号に規定する面積は、乳幼児が活動することが可能であり、内法面積から固定式又は大型の家具が占める面積を控除した面積とする。ただし、児童が直接出し入れを行う小型のおもちゃ入れや本棚、床から概ね１８０㎝以上にある吊戸棚に対応する面積は控除しない。
調理設備	安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、ベビーゲートなどで保育室等と区画すること。
調理室	安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。
医務室	隔壁等で区画された専用の医務室を設けることが望ましい。やむを得ず、隔壁等で区画された事務室内に医務コーナーを設ける場合は、児童が静養できるよう、当該コーナーを仕切ることが可能なカーテン等を設けること。
便所	乳児室、保育室等の配置状況等を考慮し、十分な設備を有することとし、使用が想定される児童概ね１０人に対して１以上設置することが望ましい。
駐車場	車、自動二輪車又は自転車による送迎を許可する場合は、近隣住民や児童生徒の通学等の支障とならないよう、十分なスペースの駐車場及び進入路（以下「駐車場等」と言う。）を必要に応じて敷地内外に確保するものとし、駐車場等を確保できない場合は、当該駐車場等に該当する車による送迎を許可しないなど、必要な対応を行うものとする。
その他	１　建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法等を遵守し、特に、採光、換気、避難用設備等の入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うこと。 ２　耐震診断報告書において耐震性を有すると認められること、又は、耐震補強工事が実施済みであること（昭和５６年６月施行の新耐震基準の基づき設計及び建築された建物を除く。）

	3　吹付けアスベストが不使用、又は除去等の措置済みであること。 4　室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準測定方法等について（平成１４年２月７日医薬発第０２０７００２号））未満であること。 5　建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。また、建築確認申請を要さない場合でも、建築基準法における基準を満たすこと。 ただし、既存施設を活用する場合は、検査済証について、指定確認検査機関が実施する建築基準法適合状況調査の結果など、実質的に建物の安全性が確保されていることが立証できる別の書類（以下「調査結果」という）に代えることができる。 6　既存建物を活用するときは、建築基準法第８７条に基づき、原則として、補助金等の申請までに特殊建築物（保育所）への用途変更の手続きを行い、建築確認済証の交付を受けること。ただし、当該建物で既に保育事業を運営している場合は、調査結果に代えることができる。

２　設置が望ましい施設（専用室ではなく、区画されたスペース等でも可）

事務室、調乳室、沐浴室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫、調理員トイレ、相談室、医務室

３　保育室等を２階以上に設置する場合の基準

保育室等を２階以上に設置する場合の基準は、条例第２１条第８号に規定する基準を遵守するほか、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成２６年９月５日付け通知雇児発０９０５第５号）における基準に準拠すること。

※　保育室等が設置される最上階の基準が該当する。

例　　保育室等が２階と３階にある場合：「保育室等が３階の場合」

保育室等が２階から４階にある場合：「保育室等が４階以上の場合」

別表３　設置認可に関する書類（第１１条関係）

１　運営規程
２　設置者が法人の場合、法人登記事項証明書
３　設置者が社会福祉法人以外の場合、運営委員会設置要綱及び運営委員会等委員一覧表
４　有資格者の資格証明書類の写し
５　建築確認済証・検査済証・消防用設備等検査済証の写し
６　建物内外主要部分の写真
７　耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和５６年６月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）
８　吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成９年度以降に竣工した建物を除く。）
９　室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が、厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成１４年２月７日医薬発第０２０７００２号））未満であることを証する室内空気測定結果等の写し
10　土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（原則として専用の屋外遊戯場（面積基準を下回るものを含む）を設置する場合）
11　経営者が社会的信望を有することを証する書類
12　欠格事由に該当しないことの誓約書
13　その他必要な書類

※　提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表４　認可の条件（第１３条関係）

１　条例の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。

２　収支計算書又は損益計算書において、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る区分を設けること。

３　企業会計の基準による会計処理を行っている者は、２に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和７年２月２６日こ成保発第１５４号。以下「第１５４号通知」という。）別紙１の借入金明細書、及び別紙２の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

４　必要に応じて会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類に、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

（１）前会計年度末における貸借対照表

（２）前会計年度の収支計算書又は損益計算書

（３）企業会計の基準による会計処理を行っている者は、乳児等通園支援事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、第１５４号通知別紙１の借入金明細書及び同通知別紙２の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

別表５　名称等の変更に関する書類（第１４条第１項関係）

１　乳児等通園支援事業所の名称の変更の場合においては、乳児等通園支援事業所の名称を変更することについて議決した議事録の写し
２　乳児等通園支援事業所の位置の変更の場合においては、住居表示変更の証明書等
３　設置者の名称の変更の場合においては、次に掲げる書類
（１）変更後の定款の写し
（２）名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
４　その他必要な書類

※　提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表６　設備等の変更に関する書類（第１４条第２項関係）

１　建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場を変更する場合においては、次に掲げる書類
（１）建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
（２）建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
（３）土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
（４）建築確認通知書及び検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
（５）土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）
（６）耐震性を有すると認められる耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（昭和５６年６月施行の新耐震基準に基づき、設計及び建築された建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
（７）吹付けアスベストが不使用又は除去等の措置済みであることを証する書類（平成９年度以降に竣工した建物を除く。）（建物の規模構造の変更の場合）
（８）室内空気中の化学物質のうち市長が指定する物質の濃度が厚生労働省の示す指針値（室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について（平成１４年２月７日医薬発第０２０７００２号））未満であることを証する室内空気測定結果等の写し（建物の規模構造の変更の場合）
（９）屋外活動に関する計画書（専用の屋外遊戯場を設置しない場合で、屋外遊戯場に代わる場所を変更する場合）
（１０）土壌が健康に被害を及ぼす物質に汚染されていないことを証する書類（位置の変更を伴う場合で、原則として専用の屋外遊戯場。新たに専用の屋外遊戯場を設置する場合や、面積基準を下回るものを含む。）
２　定員を変更する場合においては、次に掲げる書類
（１）乳児等通園支援事業所の定員を変更することについて議決した議事録の写し
（２）職員の構成を記載した書類
（３）有資格者の資格証明書類の写し
（４）変更前後の部屋別面積表
３　設置者の代表者を変更する場合においては、次に掲げる書類
（１）代表者を変更することについて議決した議事録の写し
（２）代表者の履歴書
（３）代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する。）
４　管理者を変更する場合においては、次に掲げる書類
（１）管理者を変更することについて議決した議事録の写し
（２）管理者の履歴書
（３）要綱第２８条の要件を充足することを証する書面
５　その他必要な書類

※　提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表７　廃止又は休止に関する書類（第１６条関係）

１　廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
２　財産処分の具体的方法を記載した書類
３　職員の退職後の状況を記載した書類
４　その他必要な書類

※　提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

様式第１号

第　　号
年　　月　　日

乳児等通園支援事業認可通知書

(団体名及び代表者)
(住　所)
(氏　名)　　様

千葉市長　　㊞

年　　月　　日付けで申請のあった下記の乳児等通園支援事業については、認可する。

記

１　事業所の名称

２　事業の種類

３　事業所の位置

４　認可年月日

様式第２号

第　　号
年　　月　　日

（所 在 地）
（団 体 名）
（代表者名）　　様

千葉市長　　㊞

乳児等通園支援事業不認可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった下記の乳児等通園支援事業の設置については、下記のとおり認可しないので通知する。

記

１　乳児等通園支援事業の名称及び所在地
（１）名称
（２）所在地

２　認可しない理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

第　　号
年　　月　　日

（所 在 地）
（団 体 名）
（代表者名）　　様

千葉市長　　㊞

乳児等通園支援事業廃止(休止)承認通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった下記の乳児等通園支援事業の廃止(休止)については、下記のとおり承認する。

記

１　乳児等通園支援事業の名称及び所在地
（１）名称
（２）所在地

２　廃止年月日（休止期間）
　　年　　月　　日　　（～　　年　　月　　日）

３　廃止（休止）にあたっての条件

様式第４号

第　　号
年　　月　　日

（所 在 地）
（団 体 名）
（代表者名）　　様

千葉市長　　㊞

乳児等通園支援事業廃止(休止)不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった下記の乳児等通園支援事業の廃止(休止)については、下記の理由により承認しない。

記

１　乳児等通園支援事業の名称及び所在地
（１）名称
（２）所在地

２　申請のあった廃止年月日（休止期間）
年　　月　　日　　（～　　年　　月　　日）

３　承認しない理由

審査請求等について
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号

第　　号
年　　月　　日

（所 在 地）
（団 体 名）
（代表者名）　　様

千葉市長　　㊞

乳児等通園支援事業停止命令書

下記の乳児等通園支援事業について、下記のとおり事業の停止を命ずる。

記

１　乳児等通園支援事業の名称及び所在地
（１）名称
（２）所在地

２　事業停止を命ずる期間
　　年　　月　　日　　～　　年　　月　　日

３　理由

審査請求等について
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

第　　号
年　　月　　日

（所 在 地）
（団 体 名）
（代表者名）　　様

千葉市長　　㊞

乳児等通園支援事業認可取消通知書

下記の乳児等通園支援事業について、下記のとおり認可を取り消したので通知する。

記

１　乳児等通園支援事業の名称及び所在地
（１）名称
（２）所在地

２　認可を取り消す日
　　年　　月　　日

３　理由

審査請求等について
１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。